	監査の種類	,	行政監査(施設監査)		
監査実施期間 令和4年4月			111日(月)~4月27日(水)		
監査対象(所管部課) 中央保育所(こども育成部 保育幼稚園総務課)		
委員意見		意見	今後の方針等		
1	の確認の記録を残して。 月末等に一括して行っ	 で管理していたが、日々 おらず、権限者の押印を ていた。内部統制の観点 し、確認した記録を残す	入出金のある度に権限者が確認した記録を 残すよう、記録方法を改めます。		

	監査の種類		行政監査(施設監査)		
監査実施期間 令和			4年4月11日(月)~4月27日(水)		
監査対象(所管部課) 玉島幼稚園			こども育成部 保育幼稚園総務課)		
委員意見		意見	今後の方針等		
【租金笙出納悶絃東淼】		ー共済掛金について、現 理していたが、日々の確 ず、権限者の押印を月末 た。内部統制の観点から	入出金のある度に権限者が確認した記録を 残すよう、記録方法を改めます。		

	監査の種類	,	行政監査(施設監査)		
監査実施期間 令和4年4月			11日(月)~4月27日(水)		
監査対象(所管部課) 沢池幼稚園(こども育成部 保育幼稚園総務課)		
委員意見		意見	今後の方針等		
	権限者が月末に一括しり、日々確認の記録がそれます。 り、日々確認の記録がそれます。 なっていた。内部統制の	・ クセルで行っているが、 て確認印を押印してお 確認できない管理方法と	入出金のある度に権限者が確認した記録を 残すよう、記録方法を改めます。		

	監査の種類		行政監査(施設監査)		
監査実施期間 令和4年5月			月10日(火)~5月25日(水)		
	監査対象(所管部課)	三島小学	校(教育総務部 教育政策課)		
指摘事項			講じた措置又は経過の報告		
	【薬品管理】 毒物又は劇物を業務上取り扱う者は、毒物又は劇物の盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならない(毒物及び劇物取締法第11条第1項及び第22条第5項)とされており、薬品の使用について管理簿を作成し記録をとり、		妥当な措 方法を変更 体積では	措置済 令和4年8月25日 置について関係課に確認し、記録 します。 (R4.7.15) なく質量で管理をし直しました。 で質量を記録し、盗難や紛失を防 す。	

	監査の種類		行政監査(施設監査)		
監査実施期間 令和4年5月			月10日(火)~5月25日(水)		
監査対象(所管部課) 三島小学			校(教育総務部 教育政策課)		
委員意見		意見	今後の方針等		
1	【拡張の管理・運営】		校内安全点検にて他の施設も耐震の視点で確認し、転倒のおそれがあるものについては 転倒防止策を講じます。		

	監査の種類	行政監査(施設監査)				
	監査実施期間 令和4年5月			月10日(火)~5月25日(水)		
	監査対象(所管部課)	玉櫛小学	校(教育総務	务部 教	育政策課)	
	指摘事	事項	講	じた措置	置又は経過の報告	
1	指摘事項 【薬品管理】 毒物又は劇物を業務上取り扱う者は、毒物又は劇物の盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならない(毒物及び劇物取締法第11条第1項及び第22条第5項)とされており、薬品の使用について管理簿を作成し記録をとり、管理することとしているが、管理簿に記載されている数量と実測した数量が一致していなかった。		薬品の残 を訂正しま	量 を測り した。	令和4年5月31日 直し、薬品管理簿の記載 いよう留意します。	

	監査の種類		行政監査(施設監査)		
	監査実施期間	令和4年5月	月10日(火)~5月25日(水)		
監査対象(所管部課) 玉櫛小学			校(教育総務部 教育政策課)		
委員意見			今後の方針等		
「施設の管理・運営」		担当課に、薬品保管庫の転倒 続き中です。	防止対応を手		

監査の種類			行政監査(施設監査)		
監査実施期間 令和4年5月			月10日(火)~5月25日(水)		
Ī	監査対象(所管部課)	東小学校	を(教育総務	部 教育政策課)	
	指摘	事項	講	じた措置又は経過の報告	
	め、受払簿の記載と実際1なかった。	いなかった。	受払簿の 簿の記載と で、一致す 受払簿には	措置済 令和4年7月20日 記載漏れと記入誤りがあり、受払 実際の残数が一致しなかったの るように、訂正しました。また、 、その都度記入するようにしまし	
	は劇物の盗難や紛失を限 じなければならない(記 条第1項及び第22条第第 品の使用にとして管理を 管理することがで 引いた数値を残量とび現る 部ので記録しており、客観して で記録しており、客観がで 致するかの確認が取れた。	る。 第上の残量から使用量を で記録しているほか、一 主高の管理を体積(mℓ) りに現在高と管理簿が一 ない状態であった。 記録しているが、その原	教職員に 用する薬品	措置済 令和4年9月29日 周知徹底し、現在理科の実験で使 について、残量を体積で記録する 、重さで記録するようにしまし	

	監査の種類	3	行政監査(施設監査)		
	監査実施期間	令和4年5月	月10日(火)~5月25日(水)		
監査対象(所管部課) 東小学校			交(教育総務部 教育政策課)		
委員意見			今後の方針等		
1	く及び南東部に破れた	観点から適切とはいいが	マットは、処分します。その後、施設課と相談し、対応を検討します。		

	監査の種類		行政監査(施設監査)		
監査実施期間 令和4年5			月10日(火)~5月25日(水)		
	監査対象(所管部課)	天王小学	校(教育総務部 教育政策課)		
	指摘	事項	講じた措置又は経過の報告		
1	指摘事項 【薬品管理】		庫へ移して、管理簿で管理することの徹底を 再度指導しました。 定期的に行う備品点検時には担当者以外の 複数で点検を行う、管理職が確認する等の追		

	監査の種類		行政監査(施設監査)		
	監査実施期間	令和4年5月	月10日(火)~5月25日(水)		
Ē	監査対象 (所管部課)	天王小学	校(教育総務部 教育政策課)		
	委員派	意見	今後の方針等		
【施設の管理、運営】 理科準備室の薬品保管庫について、転倒防止等耐震措置を取っていなかった。震災が発生した場合、児童の生命身体を害する恐れが考えられるので、他の設備についても併せて現状確認のうえ、適切な対応を検討されたい。		なかった。震災が発生し 本を害する恐れが考えら ついても併せて現状確認	また、他の設備についても随時固定をするう定です。		
2	劇物の適正な管理につい 付け文初高第501号文部 頼)において、その保 制の点検・強化等を図 者の指定や保管状況ので などを実施するようにで 任者による保管状況ので	管・管理の徹底、管理体 る必要があり、管理責任 確認などの定期的な検査 とされているが、管理責	今後は、定期的に行う備品点検時に担当者 以外の複数で点検を行うことに加え、点検後 に管理職が直接確認を行う措置を新たに講じ る予定です。		

	監査の種類	行政監査(施設監査)			
	監査実施期間	令和4年5月	月10日 (火)~5月	月25日 (水)
	監査対象(所管部課)	東中学校		部 教育	育政策課)
	指摘	事項	講	じた措置	置又は経過の報告
	【施設の管理、運営】		措置状況	措置済	令和4年5月28日
1	管理について権原を有する者は、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置されないように、かつ防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置されないように管理しなければならない(消防法第8条の2の4)とされているが、不適切な事例が見受けられた。 ・非常口の前に、避難の支障となる物を放置していた。 ・防火扉(くぐり戸)をひもで固定し、閉鎖できないようにしていた。		支障となる物をすべて撤去しました。 南棟1階西側階段の防火扉を閉鎖できるようにしました。		
2	は劇物の盗難や紛失を限じなければならない(表第1項及び第22条第品の使用について管理経管理することとしている。 在高の管理を体積(mℓ)	上取り扱う者は、毒物又 防ぐのに必要な措置を講 毒物及び劇物取締法第11 5項)とされており、薬 尊を作成し記録をとりり でが、薬品の使用及び現 で記録しており、客観 一致するかの確認が取れ	夏季休業 を重さ(g)で	ー 中に薬品 ご記録し	令和4年8月23日 品の使用及び現在高の管理 なおし、現在高と管理簿 管理簿をすべて作成しなお

監査の種類		行政監査(施設監査)
監査実施期間 令和4年5		月10日(火)~5月25日(水)
監査対象(所管部課)	学校	交教育部 学校教育推進課
委員意見		今後の方針等
【薬品管理】		及び管理マニュアル(管理簿)の作成を行

	監査の種類	:	行政監査(施設監査)
監査実施期間 令和4年5月		令和4年5月	10日(火)~5月25日(水)
	監査対象(所管部課) 総持寺いのち・愛・ゆる		ウセンター (市民文化部 人権・男女共生課)
指摘事項		事項	講じた措置又は経過の報告
1	わらず存在を確認できる		措置状況 措置済 令和4年7月14日 所在不明の備品は、いずれも取得から相応の年月が経過しており、施設内を確認しましたが、見つかりませんでした。備品台帳上での登録抹消手続きができていないことから、施設内を再度確認の上、7月14日付で備品登録を抹消しました。 備品シールに不備があったものについては、新たにシールを貼る等の処理を行いました。 今後は、備品及び台帳の管理を適切に行います。
2	て、受託者は、委託業務 滞なく実績報告書及び しなければならない(している。また、市は、 委託料請求書が正当で 求のあった日から起算 委託料を支払うものと		措置状況 措置済 令和4年7月14日 令和4年度エレベーター保守点検業者に連絡を行い、当該報告書について遅滞なく提出するように指示しました。 今後は、提出された実績報告書により履行を確認した上で、適切に支払処理を行うものとします。

監査の種類		7	行政監査(施設監査)
監査実施期間 令和4年5月		令和4年5月	10日(火)~5月25日(水)
監査対象(所管部課)		総持寺いのち・愛・ゆめセンター(市民文化部 人権・男女共生課)	
委員意見		意見	今後の方針等
1	【備品の出納保管】 施設で保有する備品等について、正確な数や所在を把握できておらず、不適切な管理状態となっていた。 備品管理は、施設管理の基本となる事務である。また、備品の有高は、市全体の財産管理にも影響を与える重要事項である。 他にも所在不明となっている備品等がないか確認し、正確な保有状況を把握するとともに、所在不明のものについては原因を調査して適切に対応し、再発防止に努められたい。		ています。 所在不明となっている備品等については、

監査の種類		行政監査 (施設監査)	
監査実施期間		令和4年5月10日(火)~5月25日(水)	
監査対象(所管部課)		市民文化部 人権・男女共生課	
委員意見		意見	今後の方針等
1	施設で保有する備品等について、正確な数や		人権・男女共生課所管の各施設において、 備品等の正確な数や所在を正確に把握できているかを確認するとともに、今後適切な管理 を行ってまいります。